令和７年度厚木市青少年発明コンクール実施要領

１　目的

次代を担う青少年の、ものづくりに対する関心・意欲の増進を図るとともに、産業の発展に欠かせない発明考案の素養を高め、将来の工業発展の礎とすることを目的とする。

２　応募資格

　　厚木市内に在住在学している小・中学生

　 ※　市立小・中学校の在校生に限らず、私立学校に在学する場合も含む。

３　作品募集基準

自作した作品であり、次に掲げる要件を全て満たす作品を募集対象とする。ただし、共同作品でもよい。また、そのままでは実用性が認められない作品や、既存製品に工夫を加えてアレンジした作品も対象とする。

（1） 独創性に富んでいる作品であること

（2） 着眼点が優れている作品であること

（3） 科学的な思考が反映されている作品であること

（4） 工夫と改善が認められる作品であること

（5） 将来の工業振興に寄与する人材の育成に結びつく作品であること

（6） 次の例示に当てはまる作品は対象外とする

ア　絵画や設計図など、図面だけで構成される作品

　　イ　車や建物の模型、一般的な貯金箱など、単なる工作と思われる作品

　　ウ　市販のキットを組み立てただけ等、創意工夫した点が認められない作品

４　主催　　厚木市

５　審査会

３の基準に基づき審査を行い、特賞（１点）、優秀賞（２点）、佳良賞（５点以内）を選出する。審査は、厚木市松川サク工業振興基金委員会委員が行う。

（1） 日時　　令和７年９月11日（木）

（2） 会場　　アミューあつぎ あつぎ市民交流プラザ ルーム601～603

６　展示会

　　審査結果と併せ、原則として全ての応募作品を展示する。

（1） 期間　　令和７年９月13日（土）から29日（月）まで

（2） 会場　　厚木地下道・あつぎロードギャラリー

７　協賛企業からの表彰等

厚木商工会議所工業部会の会員企業から、各企業名を冠した企業賞を授与する。

※　受賞者への賞状及び記念品は、所属する学校等を通じて授与する。

８　神奈川県青少年創意くふう展覧会への推薦

　　入賞作品については、10月開催予定の「神奈川県青少年創意くふう展覧会」に推薦する。

９　表彰式

５の受賞者に対し、市長から賞状及び記念品の授与を行う。

（1） 日時　　令和７年11月中旬（予定）

（2） 会場　　厚木商工会議所会議室（予定）

（3） その他　　受賞者とその保護者には所属する学校等を通じて連絡

10　あつぎものづくりブランドプロジェクト（ＡＴＳＵＭＯ）による試作品の製作

入賞作品などを具体化した試作品を製作し、本人に授与する。

11　事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ９月１日(月) | 作品提出 |
| 市立学校に在学 → 出品カードを作品に添付して学校に提出（作品は学校で保管）  市外学校に在学 → 作品を産業振興課に提出、その場で出品カードを記載 | |
| ９月11日（木） | 審査会（あつぎ市民交流プラザ ルーム601～603） |
| 厚木市松川サク工業振興基金委員が作品の審査を行い、入賞作品を決定 | |
| ９月13日（土）～29日（月） | 展示会（本厚木駅東口地下道） |
| 審査結果と全作品を展示（作品展示を望まない場合は、産業振興課に要連絡） | |
| 10月上旬 | 作品返却 |
| 産業振興課の職員が、入賞作品を除いた作品を学校に返却 | |
| 10月（予定） | 県青少年創意くふう展覧会（県中小企業センター） |
| 入賞作品は県青少年創意くふう展に推薦し、同展示会で展示 | |
| 11月中旬 | 表彰式（厚木商工会議所会議室を予定） |
| 鮎まつりポスターコンクールと同時開催 | |
| 11月下旬 | 入賞作品を返却 |
| 産業振興課の職員が、入賞作品を学校に返却 | |

【問合せ先】　厚木市 産業文化スポーツ部 産業振興課 産業振興・企業誘致係

〒243－8511厚木市中町３－17－17

TEL（046）225－2832、FAX（046）223－7875